

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件 名 令和6年度松山空港制限表面障害物調査

開 札 年 月 日 令和6年9月26日 （落札決定日 令和6年10月21日 ）

入 札 執 行 官 署 大阪航空局

落 札 金 額 ￥ 26,400,000 -

落 札 者 株式会社弘洋第一コンサルタンツ

予 定 価 格 ￥ 39,060,509 -

積 算 額 ￥ 39,060,509 - 入 札 書 比 較 価 格 （ 予 定 価 格 の 100/110 ） ￥ 35,509,554 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 31,248,407 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 28,407,643 -

低入札価格調査実施済 第1回目落札

| 入札参加者 | 第1回入札 | 第2回入札 | 摘 要 |
|-----------------|------------|-------|-----|
| | 入札金額 | 入札金額 | |
| 株式会社弘洋第一コンサルタンツ | 24,000,000 | | 落札 |
| 株式会社パスコ | 27,690,000 | | |
| アジア航測株式会社 | 30,450,000 | | |
| 朝日航洋株式会社 | 34,500,000 | | |
| | | | |
| | | | |

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。
※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。
※ 本件は、予算決算及び会計令86条第1項の規定に基づく調査を実施し、令和6年10月21日に落札者を決定した。

低入札価格調査の実施概要（測量及び建設コンサルタント等）

件 名：令和6年度松山空港制限表面障害物調査

発注機関名：大阪航空局

調査対象業者名：株式会社弘洋第一コンサルタンツ

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| (1) その価格により入札した理由 | <p>調査対象者は、令和2年度の「東京国際空港及び函館空港制限表面障害物調査」を同種業務実績として入札に参加している 他、当局発注の「令和3年度広島空港制限表面障害物調査」をはじめとして空港の障害物調査について、過去10年で11件受注した実績を有している。</p> <p>当該調査は空港の制限表面に対する障害物調査業務であり、これまでの経験を活かした効率的な業務遂行が可能であること、また自社保有の機材の他、空中写真撮影に必要な航空機等について再委託先と優先使用の覚書が締結されていることなどから、確実な作業の実施が可能と見込まれる。</p> <p>また、同種業務について経験も豊富で得意分野であるにもかかわらず、「令和3年度広島空港制限表面障害物調査」以降受注できていないことから受注意欲が強く、そのため、各費用について採算割れの無いよう必要経費を確保しつつ削減を図り、当該価格で入札したものとしている。</p> |
| (2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制 | <p>管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者2名及び担当者3名の計7名が配置予定であり、また、各担当技術者及び担当者は適正に業務分担されるなど、予定技術者は適切に配置されており履行体制に問題はないと思料される。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況</p> | <p>管理技術者1名、照査技術者1名、担当技術者2名及び担当者3名の手持業務（契約金額500万円以上の業務）を確認したところ、現時点で管理技術者7件、照査技術者7件、担当技術者は6件、2件、担当者は8件、6件、3件であり、手持業務を5件以上担当している管理技術者、照査技術者、担当技術者及び担当者の業務は現時点で業務を継続していることを確認した。</p> <p>通常時の手持ち業務数について業者にヒアリングした結果、1人当たり10件程度および契約金額1.5億から2億円を目安としている旨の回答があり、現時点では業務量において若干の余裕がある状況であることを確認した。</p> <p>また、管理技術者の手持ち案件7件のうち3件は年末にピークとなるため、本件のピークと想定される年明けから工期末である年度末の間にピークが重ならないことをヒアリングで確認したことにより、手持業務の量について、契約対象業務の実施に支障がないことを確認した。</p> |
| <p>(4) 手持機械の状況</p> | <p>空中写真測量に必要な航空機等は優先使用の覚書を締結している再委託先が保有しており、それ以外の作業である写真地図作成、障害物調査に必要なデジタル図化機や測量関係機器は自社で保有していることから、当該業務での使用に支障はないものと思料される。</p> |
| <p>(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者</p> | <p>調査対象者より提出された当該調査業務と同種の空中写真測量を用いた調査業務実績は過去3か年で16件あり、その全てが実在することを確認した。なお、確認した16件において低入札案件は確認されなかった。</p> <p>また、当局および東京航空局発注の同種業務を過去10年で6件実施するなど、これら業務を実施した経験が豊富で契約対象業務に要する経費の低減に資しているものと考えられる。</p> |
| <p>(6) 経営内容</p> | <p>調査対象業者の経営状況は、直近3カ年分（令和3年4月1日～令和6年3月31日）の決算報告書等から、健全な経営が行われていると判断する。</p> |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| (7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討 | 各配置予定技術者の手持業務の状況や、過去において受注した同種業務の実績から、技術面において問題があるとは認められなかったこと等から、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとは認められなかった。 | |
| (8) (5)の建設コンサルタント業務等の成績状況 | 過去に受注した調査業務は、いずれも問題なく履行されていることを確認した。 | |
| (9) 経営状況 | 問題なし。 | |
| (10) 信用状況 | 法令違反の有無 | 無 |
| | 賃金不払いの状況 | 無 |
| | 下請代金の支払遅延状況等 | 無 |
| | 建設コンサルタント登録等における消除等の履歴 | 無 |
| (11) その他の必要な事項 | 無 | |